

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	1	現況用途区分	農地	現況地目	畑
除外面積	2758㎡のうち461㎡	除外理由	分家住宅の建築				
		所在	水沢町字足見川4822番6の一部				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条		(不許可の例外適用条項)		農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-c-(e)	
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		<p>申出者は、市外の賃貸住宅に居住している。今後子供が生まれる予定もあり、現居宅では手狭である為、早急に十分な居住スペースが必要であること、また実家に近い場所(隣地)に建設することで両親の世話を見やすくなることもあり、申出地に分家住宅を建築する計画に至った。</p> <p>この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		<p>申出地以外には、農用地区域以外に建築できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p>					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>地域計画が未策定の地域の為、該当無し。今後、策定するにあたり地域計画の範囲から除外する。</p>					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑤農用地区域内における効率的かつ 安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすおそれ がないこと		<p>申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑦生産性の向上を目的とする土地 改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		<p>申出地について、現存する土地改良区は存在しない。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p>					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	2	現況用途区分	農地	現況地目	畑
除外面積	809㎡のうち470.45㎡	除外理由	分家住宅の建築				
		所在	水沢町字西沖1813番1の一部				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)	農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-c-(e)			
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		<p>申出者は、市内の賃貸住宅に居住している。今後子供が生まれる予定もあり、現居宅では手狭である為、早急に十分な居住スペースが必要であること、また実家に近い場所に建設することで両親の世話を見やすくなることもあり、申出地に分家住宅を建築する計画に至った。</p> <p>この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		<p>申出地以外には、農用地区域以外に建築できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p>					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>地域計画が未策定の地域の為、該当無し。今後、策定するにあたり、地域計画の範囲から除外する。</p>					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率 的かつ総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑤農用地区域内における効率的 かつ安定的な農業経営を営む者 に対する農用地の利用の集積に 支障を及ぼすおそれがないこと		<p>申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすおそれ がないこと		<p>申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑦生産性の向上を目的とする土 地改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		<p>申出地について、現存する土地改良区は存在しない。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p> <p>申出地にある防霜ファンについて、補助事業で防霜ファンの設置及び更新(H26)を行っているが、耐用年数である7年を経過している。また、撤去について周辺圃場の防霜ファンへの影響がないことを水沢中部防霜ファン組合と三重茶農業協同組合に確認済みである。</p>					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	3	現況用途区分	農地	現況地目	田
除外面積	3848.82㎡	除外理由	着水井兼揚水ポンプ井等の建築				
		所在	小牧町字東川原3171番1				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第4条第6項第1号口 農地法施行令第5条	(不許可の例外適用条項)			農地法第4条第1項第2号	
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ適当であり、緊急性があること		令和元年度に神田取水場において、クリプトスポリジウム等の指標菌が検出され、この事例を受けて、小牧水源地においては、現在の浄水処理法が塩素滅菌のみであることから、クリプトスポリジウム等の対策として、紫外線処理施設の導入が急務である。本事業を実施することにより、安全な水道水の供給が行うことができるようになるため、申出地に本施設を建築する計画に至った。 この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。					
②農用地区域以外の土地をもって代替することが困難であること		既存の小牧水源地(申出地の隣地)を稼働しながら施設強化を行う必要があることから、申出地以外には、農用地区域以外に整備できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。					
③地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと		地域計画が未策定の地域の為、該当無し。今後、策定するにあたり地域計画の範囲から除外する。					
④農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと		申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。					
⑤農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと		申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。					
⑥農振法第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと		申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。					
⑦生産性の向上を目的とする土地改良事業の完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること		申出地について、現存する土地改良区は存在しない。 多面的機能支払事業区域外。					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	4	現況用途区分	農地	現況地目	田
除外面積	1420㎡のうち478㎡	除外理由	農家住宅の建築				
		所在	中野町字東浦2683番の一部				
除外後の農地区分		第3種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第14条		(不許可の例外適用条項)			
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		<p>申出者は、分譲マンションに居住している(農家住宅を建築後、分譲マンションは売却する)。子供が2人おり、今後の成長も考えると、現在の住まいでは手狭となるため、早急に十分な居住スペースが必要である。申出者は、義母の農地を借受け、水稻を作付けしており、将来、農地(農業)を継承していく予定。申出地に農家住宅を建築する計画に至った。</p> <p>この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		<p>申出地以外には、農用地区域以外に整備できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p>					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>地域計画が未策定の地域の為、該当無し。今後、策定するにあたり地域計画の範囲から除外する。</p>					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑤農用地区域内における効率的 かつ安定的な農業経営を営む者 に対する農用地の利用の集積に 支障を及ぼすおそれがないこと		<p>申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑦生産性の向上を目的とする土 地改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		<p>中野土地改良区 完了平成12年度 完了年度の翌年から起算して8年を経過している。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p>					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	5	現況用途区分	農地	現況地目	畑
除外面積	545㎡	除外理由	農家住宅の建築				
		所在	上海老町1975番4				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)		農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-c-(e)		
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		<p>申出者は、妻と共に両親と同居し、父の事業(畜産業)に従事している。両親と同居している現状は、手狭であり、また新たに子供が生まれる予定もあることから、早急に十分な居住スペースが必要である。申請地は両親の家の隣地(南側)にあり、両親の世話も見やすく、また事業地にも近いため、申出地に農家住宅を建築する計画に至った。</p> <p>この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		<p>申出地以外には、農用地区域以外に建築できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p>					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>地域計画が未策定の地域の為、該当無し。今後、策定するにあたり地域計画の範囲から除外する。</p>					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑤農用地区域内における効率的かつ 安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、申請者の両親※が露地野菜として耕作しており、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>※(株)三重加藤牧場の代表取締役(畜産業を主とする担い手)</p>					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすおそれ がないこと		<p>申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑦生産性の向上を目的とする土地 改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		<p>申出地について、現存する土地改良区は存在しない。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p>					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	6	現況用途区分	農地	現況地目	畑
除外面積	957 m ²	除外理由	既存施設の拡張(資材置場)				
		所在	川島町字宝谷4629番13				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)	農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-e-(e)			
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		<p>申出者は、申出地東側(隣接地)にてペット火葬用の炉の製造を営んでいる。搬入出作業を工場前で行っているが、運搬用大型車の転回作業には手狭である。そのため、作業の際、工場前の来客者駐車場の車を一時的に移動してもらっており、営業に支障をきたしていることから、早急に敷地を拡張し、整備を行う必要がある。</p> <p>この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		<p>隣接地で利用する必要があり、申出地以外には、農用地区域以外に整備できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p>					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>地域計画が未策定の地域の為、該当無し。今後、策定するにあたり地域計画の範囲から除外する。</p>					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑤農用地区域内における効率的 かつ安定的な農業経営を営む者 に対する農用地の利用の集積に 支障を及ぼすおそれがないこと		<p>申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすお それがないこと		<p>申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑦生産性の向上を目的とする土 地改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		<p>申出地について、現存する土地改良区は存在しない。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p> <p>申出地にある防霜ファンについて、自費で設置したものであり、組合等で運用していたものではない。また撤去に際し周辺圃場の防霜ファンへの影響は無いことを確認済みである。</p>					